

北海道告示第11347号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 介護ロボット導入支援事業 介護ロボット・ICTの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減や介護業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定を受けた北海道内に所在する事業所</p>	<p>次の1～3の事業に必要な次に掲げる経費。なお、消費税及び地方消費税は含まないものとする。</p> <p>1 介護ロボット導入事業 (1) 介護ロボットの購入、リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 (1) Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーション</p>	<p>2分の1以内 4分の3以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。（札幌市、旭川市、函館市に所在する場合を除く。）。</p>

ンを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）

(3) 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。））

3 ICT導入事業

(1) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年

		度中に係る経費に限る。また、 過年度に導入した機器・介護 ソフト等のランニングコスト は対象外。)						
--	--	--	--	--	--	--	--	--